

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該日は、  
当該日が休日  
となる翌日)  
の

## 鳥取県知事第49号

知  
示

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）  
第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年1月11十六日

鳥取県知事 西 鹿 咲 次

◇知 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

蒜山大山有料道路に係る岡山県営有料道路料金徴収条例等の一部改正（道路課）

蒜山大山有料道路に係る岡山県営有料道路料金徴収条例施行規程の一部改正（〃）

都市計画の変更に係る図書の縦覧（11件）（都市計画課）

公有水面の埋立てに関する工事の施行区域の分割につけての許可（河川課・港湾課）

建築基準法による道路の位置の指定（建築課）

◇教諭指示 鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項（教職員課）

鳥取県立鳥取盲学校高等部専攻科生徒募集要項（〃）

鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項（〃）

◇公安指示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

指定番号	種別	題	書	図	号	登記号等	発行年月日	類	表示された発行所名
2901	雑誌その他 の刊行物	ミラクル OMANX ニュー Cream		N C— 3—H				アリス出版	
2902	"	牝・MAGAZINE VOL. 1		M M— 3—H				キャラロル出版	
2903	"	羞恥心 みづえの唇		H M— キ 5				（有）コスモデザイ	
2904	"	転校生 NO 1		T S— 3—H				（有）コスモデザイ	
2905	"	Dorime		D M— 2—H				（有）コスモデザイ	
2906	"	淫熟異業部		I C— 3—H				Do企画	
2907	"	MAGAGIN OF THE GUMHM— D		D o企画					

2908	"	ミス駿毛姫 倉橋ミキ	HM- #E	Do企画	2924	"	MADONNA HOUSE 2月号	雑誌 7-2	若生出版株式会社
2909	"	SPOON vol.12	SP- #H	Do企画	2925	"	漫画ラブトマニア 1月増刊号 若妻愛える眞珠	雑誌 ド18394 1/15	株式会社蒼竜社
2910	"	女子高生 憐惻遊戯 脣に少しだけ愛を…	HM- キエ	Do企画					
2911	"	美少女便り No28	B T- 3-H	Do企画					
2912	"	名器のよんな 股しづれ	J A- クA	Do企画					
2913	"	MESSAGE	ME- 2-H	Do企画					
2914	"	ザ・裏マガジン 8月増刊号 ビデオギャル白書	雑誌 0420 0-8	コバールト社					
2915	"	メロン通信 9月号	雑誌 ド186 0-3-9	コバールト社					
2916	"	GAL HUNTER 10月号	雑誌 ド028 6-9-10	コバールト社					
2917	"	セクシー・アクション 10月号	雑誌 0551 3-10	株式会社サン出 版					
2918	"	バナナ通信 10月号	雑誌 1759 1-10	株式会社ラン出 版					
2919	"	月刊ザ・裏マガジン 2月号	雑誌 ド041 9-2	コバールト社					
2920	"	アップル通信 2月号	雑誌 0155 0-2	三和出版株式会 社					
2921	"	特選男の遊樂街 2月号	雑誌 1662 3-2	株式会社大亞出 版					
2922	"	オレンジ通信 2月号	雑誌 ド021 8-9-2	株式会社東京三 世社					
2923	"	ビデオフラッシュ 2月号	雑誌 ド133 7-9-2	株式会社浪速書 房					

## 鳥取県知事認印

ことば、審査した結果適切と決定したので、土地改良法（昭和14年法律第49号）第九十六条の四において準用する同法第五十一条の二第四項において准用する同法第八条第六項の規定による扣止、次のとおり  
総覽と供する。

昭和43年1月11日

鳥取県知事 証

次

I 総覽と供する書類  
換地計画書の等

II 総覽と供する類題  
畠保長川母1号117号を含む10号題

III 総覽と供する場所  
田舎町役場

IV 総覽の母題

和事闘訴入が、この扣止と送り出せば、其の異議が認められず、  
總覽への田の跡田から起算して十田口以内に足事と母の田といふ。

**鳥取県公報**

**鳥取県告示第五十一号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

岡山県条例第三十四号

岡山県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例

岡山県有料道路料金徴収条例（昭和四十五年岡山県条例第十七号）の

一部を次のように改正する。

別表の一の表の備考2中「一割」を「二割」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年一月一日から施行する。

- 1 収用の部分 米子市八幡字西石橋及び字上石橋地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
- 米子市役所

**鳥取県告示第五十二号**

蒜山大山有料道路に係る岡山県有料道路料金徴収条例が次のとおり一部改正されたので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約（昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号）第七条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

岡山県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十五日

岡山県知事 長 野 士 郎

岡山県条例第三十四号

岡山県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例

岡山県有料道路料金徴収条例（昭和四十五年岡山県条例第十七号）の

一部を次のように改正する。

別表の一の表の備考2中「一割」を「二割」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年一月一日から施行する。

- 1 収用の部分 米子市八幡字西石橋及び字上石橋地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
- 米子市役所

**鳥取県告示第五十三号**

蒜山大山有料道路に係る岡山県有料道路料金徴収条例施行規程が次のとおり一部改正されたので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約（昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号）第七条第三項の規定により告示する。

蒜山大山有料道路に係る岡山県有料道路料金徴収条例が次のとおり一部改正されたので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約（昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号）第七条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## ●岡山県企業管理規程第六章

岡山県當有料道路料金徵収条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和六十二年十一月一十五日

岡山県公営企業管理者 河本 雄美

岡山県當有料道路料金徵収条例施行規程の一部を改正する規程

岡山県當有料道路料金徵収条例施行規程(昭和四十五年岡山県企業管理規程第一号)の一部を次のよう改正する。

第十四条中「十一回券」の下に「六十回券及び一百五十回券」を加へ、「十回」を「十九回、五十回及び一百回」に改める。

別記様式第七号を次のように改める。

(回数通行券)		(裏面)	
10cm	No. スカイライン 回数通行券 車種区分	この券をもって領収書に代えます。	
3cm	No. スカイライン回数通行券 車種区分 通行1回限り	岡山県企業局	
3cm	No. スカイライン回数通行券 車種区分 通行1回限り	岡山県企業局	(料金)
6cm			

## 備考

- 1 11回券は、回数券11枚の1枚つづりとし、60回券及び250回券はそれぞれ回数券10枚の6枚つづり及び25枚つづりとする。
- 2 冊番号の頭に11回券はA、60回券はB及び250回券はCを付する。
- 3 地色及び文字色は、車種区分に応じて別記様式第6号(1)の裏面の地色及び文字色と同じとする。

## 附則

## (施行期日)

1 この規程は、昭和六十三年一月一日から施行する。

## (経過措置)

2 この規程による改正前の岡山県営有料道路料金徴収条例施行規程別記様式第七号に定める回数通行券は、この規程による改正後の岡山県営有料道路料金徴収条例施行規程の相当する規定の回数通行券とみなす。

## 変更する部分

倉吉市字新藏附、字北越殿及び字的場

## 2 三・五・八号新倉吉線

## 変更する部分

倉吉市字新藏附及び字的場

## 3 三・六・一号河原町宮川町線

## 変更する部分

倉吉市字新藏附、字北越殿及び字限沢

## 三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

## 鳥取県告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十五号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・四・五号福吉町生田線、三・五・八号新倉吉線  
及び三・六・一号河原町宮川町線

## 二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・四・五号福吉町生田線

一 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路三・四・八号宮下十六本松線、三・四・十号飛行場

布勢線、三・四・十三号湖山賀露線、三・五・三号堀越覚寺線及び三・六・五号古海晚稻線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・四・八号宮下十六本松線

変更する部分

鳥取市安長字長丁及び字外河原並びに秋里字上安長及び字上土居

2 三・四・十号飛行場布勢線

変更する部分

鳥取市湖山区北一丁目、湖山町南一丁目及び湖山町南四丁目

3 三・四・十三号湖山賀露線

変更する部分

鳥取市賀露町字西浜及び字湊ノ三

4 三・五・三号堀越覚寺線

変更する部分

鳥取市湖山町北一丁目、商栄町、安長字前内ノ貳、字畠ヶ田、字長

丁及び字外河原並びに田島字松下一

5 三・六・五号古海晚稻線

追加する部分

鳥取市商栄町

変更する部分

鳥取市安長字前内ノ貳

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てに關し、次のとおり埋立てに關する工事の施行区域の分割について許可をしたので同条第二項において準用する同法第十二条の規定により、告示する。

昭和六十三年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 許可の日

昭和六十三年一月九日

二 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十一年二月二十六日 鳥取県指令受河第一百十七号及び鳥取県

指令受港第六十三号

四 埋立てに關する工事の施行区域

(一) 位置

その一

鳥取市港町一三地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第  
二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域の西側地先公  
有水面

## その二

鳥取市港町一三地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域の東側地先公有水面

## (一) 区域

## その一

次の⑦の地点から(エ')の地点までを順次に直線で結んだ線、(エ')の地点から④⑤⑥の地点を順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 鳥取港灯台から一四〇度三四分三三三・三一メートルの地点

地点

①の地点 ⑦の地点から三五七度一分三二四・六八メートルの地点

点

⑨の地点 ①の地点から七四度三六分三一二・一六メートルの地点

点

④の地点 ⑨の地点から一六五度一九分一七三・六七メートルの地点

点

(エ')の地点 ④の地点から一六五度一九分二二八・六八メートルの地点

点

⑨の地点 (エ')の地点から一六三度二一分五〇・五九メートルの地点

点

⑤の地点 ⑨の地点から二七四度〇四分二三四・六六メートルの地点

点

④の地点 ⑨の地点から一七七度一一分二七・〇〇メートルの地点

点

その二

次の(イ)の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と(イ)の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(イ)の地点 鳥取港灯台から七一度五六分四六五・〇八メートルの地点

地点

⑨の地点 (イ)の地点から七五度二八分二五八・〇六メートルの地点

④の地点 ⑨の地点から一五八度二四分二八・〇四メートルの地点

地点

④の地点 ⑨の地点から六八度二四分四・四七メートルの地点

地点

⑨の地点 ⑨の地点から一五八度二四分二四二・七一メートルの地点

地点

⑨の地点 ⑨の地点から二六三度二一分三五三・五〇メートルの地点

地点

⑨の地点 ⑨の地点から二二二一・五三三三・九一平方メートル

面積

その一 二二二一・五三三三・九一平方メートル

面積

その一 二二二一・五三三三・九一平方メートル

面積

その一 二二二一・五三三三・九一平方メートル

面積

## 鳥取県告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十三年一月二十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十六日

一 募集高等学校及び募集生徒数

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
○鳥取市東町一丁目二三 淀江漁港管理者	西伯郡淀江町大字淀江 字長町九三一—三〇、 九三一—三一、九三一 一〇六、九三一—一 五及び九三一一一九	九・一五〇一五・九〇
鳥取県知事 鳥取県知事 西 尾 邑 次	〇八から九三一—一 三まで、九三一—一 一	四八・七
		幅員 延長

高等學校名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目二一〇	約一〇〇人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町八〇一	約一〇〇人

二 出願資格

1 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条  
各号のいずれかに該当する者

三 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和六十三年四月四日（月）から同月六日（水）までと  
する。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、四月四  
日（月）までの消印のあるものに限る。

2 受付時間 四月四日及び五日 九時から十七時まで  
四月六日 九時から十二時まで

3 受付場所 各志望高等学校

四 出願手続

入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望する高等学校の  
校長に提出しなければならない。

(一) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に入学選抜手

鳥取県教育委員会告示第二号  
昭和六十三年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実  
施する。

昭和六十三年一月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 数料として千五百円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの
- I 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
- II 出願前三箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺版の写真一枚（裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）
- 2 各志望高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。
- 五 入学者選抜学力検査の期日等
- 1 期日 昭和六十三年四月八日（金）九時から（ただし、八時三十分までに集合すること。）
- 2 場所 各志望高等学校
- 3 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ、数学Ⅱ、英語Ⅰ、英語Ⅱ
- 六 入学者選抜の方法
- 入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査の結果を総合して行い。
- 七 合格者の発表
- 昭和六十三年四月十一日（火）十一時に各志望高等学校に合格者の氏名を掲示する。
- 八 注意事項
- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- 2 この要項に関し不明な点は、各志望高等学校へ問い合わせること。
- 九 参考事項

## 鳥取県教育委員会委員長 第三回

昭和六十三年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集を次の要項により実施する。

昭和六十三年1月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

## 昭和63年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

	高 等 部	専 攻 科
1 募集生徒 数	普通科 10名 保健理療科 10名	理療科 10名
2 出願資格	視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するもの。	視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するもの。

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として次の教科を履修せらる。

国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育

2 専攻科の修業年限は一年とし、学期は第一学期（四月から八月まで）及び第二学期（九月から翌年三月まで）の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全口制課程に準ずるものとする。

鳥取縣公報

昭和63年1月26日 火曜日

<p>7 その他</p> <p>昭和六十三年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集を次の要項による実施する。</p> <p>昭和六十二年四月一日至六月三十日</p> <p>鳥取県教育委員会</p> <p>昭和63年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項</p> <p>1 募集生徒数</p> <p>産業工芸科 10名</p> <p>表具科 10名</p> <p>被服科 10名</p> <p>2 出願資格</p> <p>聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するもの。</p>	<p>(1) この要項に定めるもののほか、高等部の生徒の募集に必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。</p> <p>(2) 入学願等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。</p> <p>(3) 高等部の生徒の募集に關し不明なことは、鳥取盲学校に問い合わせること。</p>	<p>(1) この要項に定めるもののほか、専攻科の生徒の募集に必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。</p> <p>(2) 入学願等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。</p> <p>(3) 専攻科の生徒の募集に關し不明なことは、鳥取盲学校に問い合わせること。</p>
---	---	---

(1) 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は昭和63年3月卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

イ 入学志願者は、入学願を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長（以下単に「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない。

ア 入学志願者は、入学願を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長（以下単に「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない。

(2) 受付場所

鳥取聾学校（岩美郡国府町宮下1261）（電話0857-23-2031）

(3) 出願期間

昭和63年2月23日（火）から同年3月2日（水）まで（日曜日を除く。）。ただし、郵送による場合は、2月29日（月）までの消印のあるものに限る。

(4) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）。

(5) 鳥取聾学校長は、(1)の入学願等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査等の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

## 4 入学者選抜の方法

調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

## 5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時 昭和63年3月14日(月) 10時から15時まで

(2) 場所 鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科 国語及び数学

(4) その他 学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

## 6 合格者の発表

昭和63年3月18日(水) 12時に鳥取聾学校において発表するほか、合格者及び当該合格者に係る出身(在学)学校長に通知する。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。
- (2) 入学願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。
- (3) 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校に問い合わせること。

昭和63年1月26日 星期火曜

## 昭和63年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

	倉吉養護学校	皆生養護学校
1 猛集生徒 数	普通科 10名	普通科 15名
2 出願資格	精神薄弱の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度の鳥取県内に住所を有する者で、原則として次のいずれかに該当するもの。	肢体不自由(重複障害を含む。)の程度が学校教育法施行令第22条の2の表に規定する程度の鳥取県内に住所を有する者で、原則として次のいずれかに該当するもの。
3 出願方法	(1) 出願手続 (2) 養護学校の中学校部を昭和63年3月に卒業する見込みの者	(1) 出願手続 (2) 養護学校の中学校部を昭和63年3月に卒業する見込みの者
4	(1) 入学志願者は、入学願を提出(在学)学校長を経由して鳥取県立倉吉養護学校長(以下単に「倉吉養護学校長」という。)に提出しなければならない。 ① 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学願に、当該調査書及び健康記録書を添えて倉吉養護学校長に提出するものとする。	(1) 入学志願者は、入学願を提出(在学)学校長を経由して鳥取県立皆生養護学校長(以下単に「皆生養護学校長」という。)に提出しなければならない。 ① 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学願に、当該調査書及び健康記録書を添えて皆生養護学校長に提出するものとする。
5 受付場所	(1) 倉吉養護学校(倉吉市長坂新町1231)(電話0857-28-1144)	(2) 受付場所 皆生養護学校(米子市東福原1401-1)(電話0859-22-6571)

		(3) 出願期間 昭和63年2月12日(金)から同月18日(木)まで(日曜日を除く)。ただし、郵送による場合は、2月16日(火)までの消印のあるものに限る。	(3) 出願期間 昭和63年2月27日(土)から同年3月5日(土)まで(日曜日を除く)。ただし、郵送による場合は、3月3日(木)までの消印のあるものに限る。
		(4) 受付時間 9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)	(4) 受付時間 9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)
		(5) 倉吉養護学校長は、(1)の入学願等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。	(5) 倉吉養護学校長は、(1)の入学願等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査等の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。
	4 入学者選抜の方法 5 学力検査及び面接の日程等	調査書等の審査及び面接の結果により行う。 面接の日程等	調査書等の審査並びに学力検査及び面接の結果により行う。 学力検査及び面接の日程等
	(1) 日時 昭和63年2月25日(木) 10時30分から	(1) 日時 昭和63年3月11日(金) 10時から	
	(2) 場所 倉吉養護学校	(2) 場所 倉吉養護学校	
	(3) 学力検査実施教科 国語及び数学	(3) 学力検査実施教科 国語及び数学	
	(4) その他 学力検査終了後、面接を実施する。	(4) その他 学力検査終了後、面接を実施する。	
6 合格者の発表	昭和63年2月26日(金)12時に倉吉養護学校において発表するほか、合格者及び当該合格者に係る出身(在学)学校長に通知する。	昭和63年3月14日(月)12時に倉吉養護学校において発表するほか、合格者及び当該合格者に係る出身(在学)学校長に通知する。	次の遊技懲の罰則について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和11年法律第111号)第111条第1項の技術上の規格に違反したるに認めたるゝ、遊技懲の認定及び罰則の検定等に関する規定(監視長十号令(監視長十号令規則第11号))第9条第1項の規定による指示を以て。
7 その他	(1) この要項に定めるものは、倉吉養護学校の生徒の募集に関必要な事項は、倉吉	(1) この要項に定めるものは、倉吉養護学校の生徒の募集に関必要な事項は、皆生	監視長十号令第1回

## 公 告

鳥取県公安委員会監査課 秋久 輝

## 遊技機の種類

## 型 式

## 製造業者名

スーパーレーシングF-I	トロピカル	ノープル	クルーン	アミダ	ドンスペシャルP七	フォーカスA	ファルコンII	ファルコン	ラッキードリーム	プレイランド	WウイニングB—I A	メトロビジョン	ジャンボヒットA	ホームランキングA	平和工業株式会社
株式会社三共	株式会社まさむら遊機														

ぱちんこ遊技機